

広島県告示第八百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和七年十月二十三日までの間、縦覧に供する。

令和七年十月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道大崎上島循環線	豊田郡大崎上島町木江字都志阿納一四三番一三地从先から 豊田郡大崎上島町木江字都志阿納一四五番六地先まで	令和七年一〇月九日